八尾市時報
発行所　八尾市役所
編集兼発行人　平尾　道夫
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　26,500
定価　1部5円

建設計画審議会設置
市民ホール使用条例制定
＝七月定例市会終る＝

前号で既報のとおり七月定例市会は去る七月十六日に開かれ、会期八日間に亘る審議の結果当市建設計画審議会設置条例、市庁舎市民ホール使用条例の二つの新しい条例の制定及び一般会計第一次繰入歳出追加更正予算等二十二議案の可決並びに羽多野与八議長金井三次郎副議長の辞任に伴う正副議長の選挙等あって二十三日閉会しました。

今回の市会で可決された主な案件はつぎのとおりです。

▽正副議長選挙の件
選挙の結果次のとおり決りました。
議長　谷口安吉
副議長　浜田昌雄

▽八尾市建設計画審議会設置条例制定の件
本市の機能を十分発揮して市民の福祉を増進するため、自然的経済的、文化的、その他の条件に即して総合的に建設を進めることを基本方針としてすみやかにその一体性を確立し、組織及び運営の合理化を図り、健全なる財政運営に努め、町村合併により強化された本市の能力に応じ、その建設を計画的かつ効果的に進めるために制定されました。

条例第一八五号
（設置）
第一条　新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第一六四号）第十条第一項の規定に基き、本市に市長の附属機関として八尾市建設計画審議会（以下「審議会」という）を置く。
（組織）
第二条　審議会は、委員十三人以内で組織する。委員は、左に掲げる者の中から市長が任命する。
一、市議会の議員　五人
二、教育委員会の委員　二人
三、農業委員会の委員　二人
四、商工会議所の役員　二人
五、その他市の職員　二人
（会長及び副会長）
第三条　審議会に、会長及び副会長一人を置く。
2　会長及び副会長は、委員が互選する。
3　会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
4　会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
5　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（委員の任期）
第四条　委員の任期は一年とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。
（会議）一八六号
第五条　審議会は、必要に応じ会長が招集する。
2　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（費用弁償）
第六条　委員の費用弁償の額は、会議に出席した日につき日額三〇〇円を支給する。
（幹事及び書記）
第七条　審議会に幹事及び書記若干名を置く。
2　幹事及び書記は、本市職員の中から市長が命ずる。
3　幹事は、会長の指揮を受けて会務を処理する。
4　書記は、上司の命を受けて庶務に従事する。
（委任）
第八条　この条例で定めるもの外、審議会の運営に関して必要な事項は市長が定める。
附　則
この条例は、昭和三十三年八月一日から施行する。

▽八尾市庁舎市民ホール使用条例制定の件
当市の一般行政活動と社会教育事業の積極的な運営を図るため増築完成した円型庁舎を使用するのですが、市が使用しないときは、市民文化の向上発展に資するため、一般の方のご使用にも供しようとするものです。

条例第一八六号
（目的）
第一条　本市の一般行政活動と社会教育事業の積極的な運営を図り併せて市民文化の向上発展に資するため、市庁舎内に八尾市庁舎市民ホール（以下「市民ホール」という）を置く。
（一般の使用）
第二条　市が市民ホールを使用しないときには、この条例の定めるところにより一般に使用させることができる。
（使用の許可）
第三条　市民ホールの施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。但し左の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。
一　公安又は風俗を害する虞があるとき
二　建物又は附属物をき損する虞があるとき
三　管理のため支障があるとき
四　その他その使用を不適当と認めるとき
（使用許可の取消等）
第四条　使用の許可を受けた者（以下使用者という）が左の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し若しくは停止し、又は退去を命ずることがある。
一　この条例に違反し、又はこの条例に基く指示に従わないとき
二　第三条但書に定める事由が発生したとき
三　緊急やむを得ない事情により市がこれを使用する必要があるとき
（入館の制限）
第五条　左の各号の一に該当する者は、市民ホールに入ることを拒絶し、又は退去を命ずることがある。
一　伝染性の病気にかかり又は精神に異常があると認める者
二　他人に危害を及ぼし若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
三　秩序又は風俗をみだす虞があると認める者
四　その他管理上支障があると認めた者
（使用料）
第六条　使用者は、別表の使用料を前納しなければならない。
2　使用者が、会合者より入場料その他これに対する料金を徴収するときは、前項に規定する料金の五割増の範囲内において市長の定める使用料を前納しなければならない。
3　使用者が、使用時間を超過して使用したときは、市長が別に定める使用料を納付しなければならない。
（使用料の減免）
第七条　市長は、公用に供し又は公益を目的とするもので特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。
（使用料の還付）
第八条　既納の使用料は、還付しない。但し特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
（附属設備の使用）
第九条　使用者から特に申出があったときは、附属設備の使用を許可することができる。
2　前項の使用料は、市長が定める。
（使用者以外の使用禁止）
第十条　使用者は、市民ホールの施設を他人に使用させてはならない。
（損害の賠償）
第十一条　使用中に建物又は附属設備をき損又は滅失したときは、何人の行為であるを問わず、使用者は、市長の定めるところに従ってこれを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
（費用負担）
第十二条　市民ホールの施設及び附属設備の使用により市税条例に基く処分によって使用者に生じた損害については、本市は一切の責を負わない。
（本市の免責）
第十三条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する

別表　市民ホール使用料

区分＼種別	昼間 午前	昼間 午後	昼間 午前・午後	夜間	夜間 午後全日
集会場	三、〇〇〇円	五、〇〇〇円	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円	八、〇〇〇円

（註）使用時間に関する昼夜間の別は次のとおりである
午前　午前八時から正午まで
午後　午後〇時三十分から午後五時まで
夜間　午後五時三十分から午後十時まで

▽八尾市市税条例中一部改正の件
地方税法の改正によって市税条例の一部を改正する必要が生じました。
第百三条第一項第二号中「（スポンヂチタンを含む）」の下に「ジルコニウム地金（スポンヂジルコニウムを含む）」を加え、同条同項第十四号中「塩化ビニール共重合物」の下に「ポリエステル系合成繊維、テレフタール酸（ポリエステル系合成繊維の原料として用いられるものに限る）アクリルニトリル系合成繊維及びアクリニトリル（アクリルニトリル系合成繊維の原料として用いられるものに限る）」を加え、同条同項第十五号中「さく酸ビニール共重合物」の下に「エチレン、ポリエチレン、エチレンオキサイド、エチレングリコール及びスチレン（揮発油、燈油若しくは軽油精製の際に発生する副生ガスを原料とするものに限る）」を加える。
附　則
（施行期日）
1、この条例は公布の日から施行する。
（経過措置）
2、この条例による改正後の市税条例第百三条の規定は、昭和三十三年七月一日以後に消費した電気又はガスについて適用するものとし、同日前に係る分については、なお、従前の例による。

▽昭和三十三年度各経済歳入歳出追加更正予算の件
一般会計

追加額　三一、五四三、三一七円
当初予算額　六四七、五六二、八五六円
予算現計　六七九、一〇六、一七三円
補正の主なるものは、年度当初に行われた希望退職並びに行政機構の改革による人事異動に伴う人件費及び新市建設促進法による国庫補助金内定による必要経費、中学校校地買収、公民館建設に要する経費、町名番地改正のための基本調査費等の追加更正であり、これらの財源については退職手当債の借入を始め、国庫支出金、競輪事業収入の増加分等で充当されることになっています。

特別会計競輪事業費
追加額　三二、五四二、四四〇円
当初予算額　一七三、九二八、七〇〇円
予算現計　二〇六、四七一、一四〇円
当初予算では、車券発売金額を一億五千六百万円として各予算を計上しましたが、開催の結果車券発売金額の増加に伴い、その他の各予算科目もそれに関連して増加が必然的となりましたので追加更正しました。

特別会計国民健康保険事業費
追加　七七四、二五九円
当初予算　五、七二〇、三六四円
予算現計　六、四九四、六二三円
全市を対象とした国民健康保険を実施するため、年度当初の機構改革で単独課が設けられ、その調査並びに実施のため準備促進に必要な予算更正がされました。
このほか特別会計病院事業費では予算の追加をせず、年度当初に行われた人事異動に伴う人件費の増減を更正し、併せて前年度繰上充用金の不用額等の財源をもって老朽した患者輸送車の代車購入費に充当しています。

人権擁護相談
とき　八月二十日（二時―四時）
ところ　八尾市役所
人権を犯されてお困りになっておられる方はご相談において下さい。相談内容の秘密は固く守ります。

選管委が四名に
公平委員など選任

七月定例市会では、公平委員、固定資産評価審査委員会委員、国民健康保険運営協議会委員並びに監査委員中近く任期満了になる委員の後任者として、次の各氏が議会の同意を得て選任されました。また地方自治法の一部改正により選挙管理委員の定数が三名から四名となりましたので、市会で新しく増員の委員一名を選挙しました。

公平委員
住所　太子堂九八九の一
氏名　高木　金一
生年月日　明治37年11月26日
職業　会社社長

固定資産評価審査委員会委員
住所　恩智一一九〇
氏名　畑中清太郎
生年月日　明治32年1月8日
職業　会社社長

国民健康保険運営協議会委員
❶被保険者代表
住所　恩智一二八〇
氏名　中清卯三郎
生年月日　明治36年4月15日
職業　農業

住所　神立西三二
氏名　柏山喜三郎
生年月日　明治33年3月25日
職業　農業

❷医師代表
住所　萱屋市打出親王塚
氏名　林　秀雄
生年月日　大正2年3月4日
職業　医師

❸公益代表
住所　恩智一二〇八
氏名　畑中　正一
生年月日　大正3年9月23日
職業　会社社長

住所　八尾四三
氏名　衣田千代三
生年月日　明治39年11月13日生
職業　砂糖繊維製品業

監査委員
住所　天王寺屋一二九
氏名　山本　重文
生年月日　大正5年3月28日生
職業　病院理事長

選挙管理委員
住所　服部川六〇二
氏名　稲田　千種
生年月日　明治19年9月27日生
職業　無職

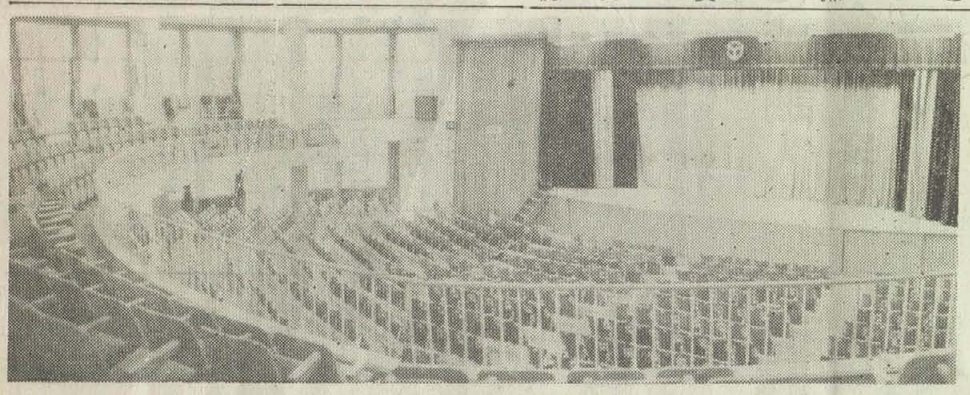

十九委員を委嘱
国保準備委員会発足

かねてから当市の全地域に国民健康保険制度を適用するための予備調査をしていましたが、いよいよその準備を円滑に推進するための国民健康保険全域実施準備委員会が七月三十一日に発足しました。

委員会の構成メンバーは次のとおりでそれぞれ同日付で市長より委嘱されました。（◎印委員長〇印副委員長）
市会議員　◎衣田千代三、小林弥一、磯山毅、浜田昌雄、斎藤俊一、磯山恵次郎、森山蔵太郎
医療機関代表者　〇留月隆雄、西川繁、中川豊馬
各種団体代表　〇大篠栄次郎、国尾一寿、山下岩松、天野作太郎、乾　花子
学識経験者　永野秀雄、林　秀雄
国保運営委員代表　松村亀蔵
市理事者代表　熊又　賢、中川弘

8月25日までにお納め下さい

市民税第2期分はもうお納めくださいましたでしょうか。第2期分の納期限は8月25日です。3期、4期分も一緒に納めていただきますと前納報奨金をその場でお渡ししますから印鑑をご持参下さい。

市民税 第2期分

人事異動

▽命八尾市伝染病院組合出向森本猛雄▽命市立病院看護婦白仁田サカエ、同前畑セツ、同山崎治子▽退職者技術員岸村良尚、看護婦加多カズ子（以上六月三十日付）▽秘書室秘書係長、児玉生一▽財務課管財係長坂口秀司▽任技師中村清、岸田章吉▽任主事補豊田正治、春藤茂夫、福沢実、植野久一西尾博孝、丸野静子、楠隆、北川美智子、川嶋清子、栗山宏一、北谷京子、中山早苗、辻田義治▽任技師補中隆▽命工手桝井孫七▽命市立病院勤務医務嘱託奥田勝彦（以上七月一日付）▽退職者看護婦安田幸子（七月七日付）技師片宗遵雄（七月十日付）

戦没者遺族調査

例年市で行う慰霊祭などの資料にするため現在遺族会役員さんのご協力によって市内の戦没者の法名、命日、恩給受給等について調査をしています。最近市内に転入された方などでまだ遺族会に入ってないため調査を受けていない方があるようですから、調査票を出したことのない方はお早く福祉事務所または出張所で用紙を受けて記入提出して下さい。

ゴミは指定の所へ
夏の大掃除

夏の大掃除については、前号でお知らせしましたように現在市内の各地で行われています。日頃あまりゆきとどかない所もこの機会に入念に掃除をして下さい。

当日雨のときは中止し、ごみでまぎらわしいときは係員が自治振興委員宅まで連絡します。当日便所またはごみ箱にまく殺蛆剤を地区内で無料配布します。「ゴミ」は地区内に赤旗を立てて集積場の表示をした所へ捨てて下さい。時間は午後三時までです。

六日以後の日程は次の通りです

六日（水）竹渕、亀井、跡部、太子堂、**七日**（木）長八尾、山本共同住宅、八尾公団住宅、**八日**（金）南高安地区（高安駅前、高安住宅、高安園分譲住宅を除く）**十日**（日）山本北部（近鉄線北側全域）小阪合、中野、上之島、万願寺、上代、**十一日**（月）山本南部（近鉄線南側全域）高安駅前、高安住宅、高安園分譲住宅、曙川、**十二日**（火）高安地区（万願寺を除く）**十三日**（水）太正地区、**十四日**（木）西郡地区

掃除人夫斡旋

市施公共職業安定所では、今年も大掃除の掃除人夫をあっせんしています。ご希望の方は前日の午後二時までに市役所土木課または広報課へお申込み下さい。

日当は一日（八時半から八時間）男五五〇円、女四〇〇円で弁当は本人が持参します。

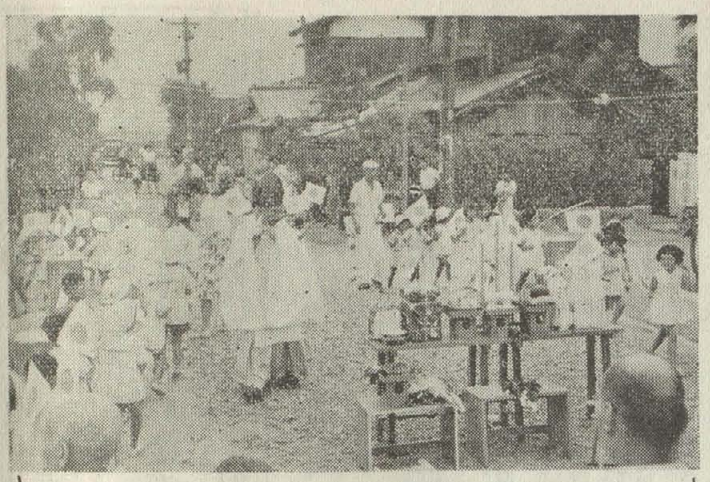

聖光・大和橋つけかえ成る

さる六月二十日午前十時聖光橋の渡り初めは地元関係者を始め日の丸の旗を手にした可愛いい幼稚園の園児達によって賑やかに行われました。

この橋は、玉串川にかけられた老朽した危険な土橋を、工費約十三万円でコンクリート橋につけかえたもので、これと同時に大和橋もつけかえられ、地区の方々から喜ばれています。

幼稚園児の渡り初め

個人で使わぬよう
パラチオン ホリドールなど

最近有機燐製剤の取扱いに十分な注意が払われていないように思われる点がありますが、これらの薬は劇薬ですから十分注意して取扱って下さい。

パラチオン、ホリドール等の有機燐製剤は、農業協同組合、農業共済組合、府知事の指定した農業者団体が害虫駆除のために使用する以外、一般には使用することができません。

これらの薬を使って害虫防除作業をするときは必ず正規の指導員の指導に従って作業をし、作業中は付近に人が近寄らないように注意すると共に、薬剤を撒布したところには必ず標示をして下さい。

またこれらの薬を撒布した作物は直ぐに食べると危険です、出荷には撒布後三週間位経過したものを水洗いをし、安全な農作物を供給して下さい。（八尾保健所）

ご協力に感謝
日赤募金目標突破

今年五月全国的に行われました日赤募金運動は、皆さんのご協力によって今年も目標額を突破することができました。ここに地区別の募金額を発表させていただき、いつも変らぬご協力に深く感謝します。（　）内は募金率

▽八尾第一　三一、一八〇円（一二一・三）▽八尾第二　四三、三四〇円（一一五・九）▽八尾第三　四五、一〇五（一〇九・九）▽八尾第四　二三一、八七（九七・四）▽曙振　三〇、三八五（一〇三・九）▽山本　一一四、六九三（一〇二・五）▽安中　四〇、五三〇（九四・七）▽植松　四六、五一八（九八・〇）▽亀井　二六、一三五（九四・六）▽竹渕　三三、七三〇（九三・六）▽久宝寺　七三、九一五（一〇四・二）▽大正　四〇、五七一（九七・九）▽西郡　一五・九三五（五〇・一）▽南高安　四五、一七五（一〇五・一）▽高安　三二、〇〇七（八

道路を正しく使いましょう

国土建設の一環として、現在道路を護る運動が行われています。円滑な道路交通を確保するためには道路をよくすることは勿論必要ですが、道路の正しい使い方も大切な事です。

正しい道路交通を守るため、皆さんもつぎのことにご協力をお願いします。

○道路に自転車、自動車を放置しないようにし、駐車の時にはできるだけ道路を広く使用できるように注意すること。

○許可を得ないで道路に種々の看板、飾付等をしないこと。

○道路敷に日覆を掛出し商品や荷物を置かないこと。

○道路に汚物等を捨てまたは運搬中にこぼさないこと。

必ず十五日までに
敬老金の受給申請

敬老金条例により、今年も八十才以上の老人に敬老金が支給されます。この敬老金は本年九月一日現在八十才以上で引続き当市に五年以上住んでおられる方に支給されるものです。ただしこの敬老金は本人または扶養義務者から受給申請がないときは辞退されたものとして処理しますから受給資格者は必ず八月十五日までに福祉事務所か市の出張所へ申請の手続をして下さい。申請用紙は福祉事務所と出張所にあります。

また本年からは申請のときに戸籍抄本、住民票記載事項証明書はいらなくなりました。

全市給水を実現
南高安配水池完成

五人の増加となりました。

今後工場、集団住宅等の建設による人口の増大に備えて、第二回拡張事業の継続実施によって自己水の増強を図り、企業経営をより合理的に運営するよう努力する次第です。

◇工事（建設工事の概況）

南高安配水池築造工事

一、一五〇、八八五

同　送水管工事

六七一、二〇八

納税組合に加入しよう

当市は納税貯蓄組合の育成に努めていますが、現在では市民の皆様のご支援とご協力とによって目覚ましい発展を遂げ、七〇組合が結成されており、七〇九五人が加入し市税の納入にご協力をいただいています。この外にも二、三の組合がその設立の準備を進めておられますが、七月中に設立届出があった組合には、南老原納税貯蓄組合（組合長巍野義一、組合員六二）があり、近く設立予定の組合として、木之本西北、恵紀各町、八尾婦人会等があります。

納税貯蓄組合については既に皆様もご存知の通り、市税の納入について市職員の手をわずらわさずに、皆様方が自主的に納税にご協力下さる組織であり、全市にこの組合が結成されますと、市税の徴収に要する諸経費が少くてすみ、それだけ市税が有効に市発展のために役立つことになります。

納税貯蓄組合についての事務は徴税課納税普及係で行っていますから、この問題でのお問合せはどんなことでも遠慮なくご連絡下さい、すぐに係員が参ります。そうして全市民が納税貯蓄組合員となって、よりよい八尾市建設に一層のご協力を賜りますようお願いします。

遺族年金受給者へ

旧軍人、軍属の遺族年金、公務扶助料受給者で、受給資格がなくなってからも引続き年金を受けておられる方はありませんか。最近郵便局へ出す受給者調で、結婚後や成年に達してからも受給していたため、莫大な金を返還しなければならないことになった方があります。受給者に異動があった時は証書の注意事項を読んで福祉事務所、郵便局などへ申出て下さい。

○遺族年金の受給資格者で六十才になって権利が発生した時

（福祉事務所）

○受給者の中で結婚したもの、養子縁組したもの、死亡したもの遺族年金では満十八才、扶助料では満二十才になった時。

（郵便局）

養老院へ贈物

養老院の老人方へ、つぎの方々から真心のこもった慰問品をいただきました。毎々のご芳志に、心からお礼申上げます。（敬称略）

一千円　中村留吉
一千円　西郷　南木ノ本　橋本徳松
二千円　東京都民生委員
三千円　山本第一　松尾　岩雄
雑誌（宮本武蔵十巻）　西郷山城　小野口清
クラッカ菓子五十個　久宝寺　三島鶴子
石菓子五十袋　東京都合東区　西田米太郎
中古雑誌二十冊　西郷新町　山田藤次郎
みかん壱箱　氷砂糖二貫
ちり紙五〆　雑布五十枚　志紀婦人会一同
園児手製人形二十五
菓子五十二個　竜華幼稚園
豊華ピース二十個　大阪市西区　四宮恵蔵

昭和32年度下半期損益計算書

（自昭和32年10月1日　至昭和33年3月31日）

営業収益	35,224,329	附帯事業費	8,769,518
(1)料金収入	35,213,279	(1)給水工事費	8,769,518
(2)雑収	11,050	一般管理費	9,406,009
附帯事業収益	11,407,405	(1)総係費	5,444,885
(1)工事収入	11,106,887	(2)業務費	1,416,530
(2)手数料収入	300,518	(3)減価償却費	2,544,594
		営業外収益	584,685
営業費用	19,972,441	(1)受取利息	70,316
(1)原水及浄水費	17,732,023	(2)雑収	514,369
(2)水質試験費	356,380	営業外費用	3,442,035
(3)配水費	1,597,009	(1)支払利息	3,413,255
(4)量水器費	287,029	(2)雑損	28,780

昭和32年度上半期貸借対照表

（昭和33年3月31日現在）

資産の部		負債の部	
固定資産	196,231,113	固定負債	1,312,398
(1)有形固定資産	185,599,703	(1)長期借入金	1,312,398
(イ)土地	4,573,474	流動負債	9,724,177
(ロ)建物	7,699,800	(1)未払金	6,938,595
(ハ)構築物	134,336,609	(2)未払費用金	2,400,550
(ニ)機械及装置	34,869,575	(3)前受金	140,032
(ホ)車輌運搬具	2,291,050	(4)その他流動負債	245,000
(ヘ)工具及備品	2,122,370	負債合計	11,036,575
(ト)建設仮勘定	7,930,652		
(2)無形固定資産		資本の部	
(イ)原水受給権	10,556,410	資本金	187,392,096
(3)投資		(1)自己資本金	81,751,882
(イ)投資有価証券	75,000	(2)借入資本金	105,640,214
流動資産	16,569,562	(イ)企業債	104,040,214
(1)現金預金	3,200,384	(ロ)繰入金	1,600,000
(2)未収金	9,139,101	剰余金	14,372,004
(3)貯蔵品	3,993,147	(1)資本剰余金	7,035,000
(4)その他流動資産	236,930	(イ)補助金	5,300,000
		(ロ)受贈財産寄付金	1,735,000
資産合計	212,800,675	(2)利益剰余金	7,337,004
		(イ)処分利益剰余金	319,716
		(ロ)未処分利益剰余金	7,017,288
		資本合計	201,764,100
		負債資本合計	212,800,675

八尾市告示第五二号

八尾市職員之証の無効公告について

八尾市職員之証第二三八号

昭和三十年十二月一日発行

右の本市発行の証明書は、昭和三十三年七月二十二日以降無効とする。

昭和三十三年七月二十九日

八尾市長　脇田幾松

務業公道況水状

全市給水を実現
南高安配水池完成

八尾市告示第三九号

地方公営企業法第四十条第一項並びに八尾市公営企業の「業務状況」の作成及び公表に関する条例の定めるところにより、八尾市水道企業の業務状況をつぎのとおり公表する。

昭和三十三年六月三日

八尾市長　脇田幾松

◇概況

今年下半期の建設工事は自己財源事業として、教興寺、黒谷、垣内配水管布設工事並びに南高安配水池築造工事を完成し、起債事業として第二回上水道拡張事業を本年度四四〇万円を以て八尾水源地の水源強化工事及び刑部地区の配水管布設工事を完工、これで合併地区を含む全市給水を実現し、給水人口は八万五千六百人となり、昨年度末に比し一万七千五百二十

◇業務

（一）業務量

受水量　二、二九八、一四三

自己原水　一、〇五六、一〇〇

府原水　六三二、五二〇

府浄水　五五六、一七〇

大阪市浄水　五三、三五三

一日平均　一二、六二七

配水量　二、二七七、六九七

一日平均　一二、五一五

一日最大　一四、一一五

給水人口　八五、六〇〇

給水戸数　一八、六〇九

給水栓数　一七、六七三

（二）事業収入に関する事項

（イ）営業収益　三五、二二四、三二九

（ロ）附帯事業収益　一一、四〇七、四〇五

（ハ）営業外収益　五八四、六八五

合計　四七、二一六、四一九

（三）事業費に関する事項

（イ）営業費用　一九、九七二、四四一

（ロ）附帯事業費　八、七六九、五一八

（ハ）一般管理費　九、四〇六、〇〇九

（ニ）営業外費用　三、四四二、〇三五

合計　四一、五九〇、〇〇三

◇会計

（一）重要契約の要旨

（イ）物品購入契約

（二〇万円以上）

日本エタニツトパイプKK　九八九、〇八〇

石綿管六八〇本接手七九〇組

KK大阪ポンプ製作所　七五三、五〇〇

潜水モーターポンプ三〇馬力一台

日本エタニツトパイプKK　六二三、二二〇

石綿管三七〇本

KK昭和工業所　五五四、一六〇

石綿管二三五本接手二六五組

（ロ）工事請負契約

（二〇万円以上）

中和工業KK　二五〇、〇〇〇

近鉄しぎみ荘配水管布設工事

竜華工建KK　九四〇、〇〇〇

南高安配水池築造工事

KK中島工業所　一、〇四八、〇〇〇

八尾水源地上水道築井工事

磯山工業所　二〇二、〇〇〇

刑部地区配水管布設工事

KK乾工務所　二六五、〇〇〇

八尾水源地ポンプ室上家新築工事

磯山工業所　三三一、〇〇〇

大阪府営分譲住宅配水管布設工事

（二）企業債及び一時借入金の概況

（イ）企業債

当期増加額　四、〇〇〇、〇〇〇

当期償還額　三、四五五、二九三

当期繰越未償還額　一〇四、〇四〇、二一四

（ロ）一時借入金

当期借入額　二、〇〇〇、〇〇〇

当期返済額　五、〇〇〇、〇〇〇

当期繰越未償還額　〇

◇附帯事業（給水工事概況）

新設増設工事　一、〇七八、一〇、七三三、八四二

修繕工事　八、八六五、三七三、〇四五

計　九、九四三、一一、〇六、八八七

やお 議会だより

第2号

この「議会だより」は、議会が開かれたときに「八尾市時報」の付録として、全世帯へお届けするものです

（編集）（委員）　八尾議会だより編集委員会
谷口　安吉・浜田　昌雄・樋口　義三
日吉　政男・田代八郎治・斎藤　俊一
阿尾　彰

議長 谷口 副議長 浜田氏当選

✓選管、監査、公平等の各委員決る

追加予算三、一〇五万円(一般)も可決

七月定例市会は十六日招集され、各委員会の慎重な審査を終えて、二十三日午後一時半から市庁三階議事堂で本会議を開会、「昭和三十三年度八尾市一般会計第一次歳入歳出追加更正予算の件」及び「八尾市庁舎市民ホール使用条例制定の件」並びに「学校教職員に対する勤務評定に関する決議」など合計二十二件に上る全議案を議決し、午後四時十分閉会されました。また、同時に羽多野議長並びに金井副議長の辞任に伴う正副議長の選挙も行われ、議長に谷口安吉氏、副議長に浜田昌雄氏がそれぞれ当選しました。

七月市会第一日目の十六日は、午後一時十分から本会議が開かれ会期八日間の決定と故植田藤三郎議員に対する貴島正男議員の追悼演説並びに黙悼が行われた後、理事者から「市制十周年記念庁舎増築事業寄付金明細」並びに「昭和三十三年度教育事業費予算繰越計算書」についての報告があり、ついで「昭和三十三年度八尾市一般会計第一次歳入歳出追加更正予算の件」など十一議案の説明が行われ、会期中それぞれ担当常任委員会に付託して審査することに決定しました。

市会最終日の二十三日には、羽多野議長、金井副議長の辞任に伴い、中西政太郎議員が仮議長として、正副議長の選挙が行われ、新議長に谷口安吉氏、副議長に浜田昌雄氏が当選。脇田市長から謝辞が述べられました。

写真は七月定例会が開かれている本会議場

七月定例市会

副議長に対し、感謝状と記念品が贈られました。

ついで田代文教民生、樋口建設、衣田商工衛生、斎藤総務各常任委員長から、委員会付託議案について、四面掲載のとおり審査結果の報告があり、それぞれ議決されました。つづいて畑中治水対策特別委員長の中間報告と、去る十六日八尾市教職員組合から提出された「勤務評定制定実施に関する請願」の審査経過と結果が文教民生委員長から報告され、本請願を採択すると共に別掲決議案が可決されました。最後に選挙管理委員一名の選挙が行われ、稲田千種氏が当選されたほか、公平委員高木金一氏、固定資産評価審査委員畑中清太郎氏、監査委員山本重文氏の選任が同意され、また国民健康保険運営協議会委員に中清卯三郎、柏山喜治、林秀雄、畑中正一、衣田千代三の五氏がいずれも選任されました。

なお、七月市会に提出された報告並びに議案は次のとおりです。

報告第一号　十周年記念庁舎増築事業寄附金明細報告の件
報告第二号　昭和三十二年度教育事業費予算繰越計算書報告の件
議案第三十一号　市立病院財政運営のための長期借入金に対する専決処分承認の件
議案第三十八号　昭和三十三年度八尾市特別会計病院事業費の繰上充用専決処分承認の件
議案第三十九号　昭和二十八年市立病院事業費公募債償還一部変更の件
議案第四〇号　大阪府都市競艇組合規約中一部改正の件
議案第四一号　八尾市建設計画等議会設置条例制定の件
議案第四二号　八尾市庁舎市民ホール使用条例制定の件
議案第四三号　八尾市市税条例中一部改正の件
議案第四四号　昭和三十三年度八尾市一般会計第一次歳入歳出追加更正予算の件
議案第四五号　昭和三十三年度八尾市特別会計競輪事業費第一次歳入歳出追加更正予算の件
議案第四六号　昭和三十三年度八尾市特別会計病院事業費第二次歳出更正予算の件
議案第四七号　昭和三十三年度八尾市特別会計国民健康保険事業費第一次歳入歳出追加更正予算の件
議案第四八号　八尾市公平委員会委員を選任するについて同意を求める件
議案第四九号　八尾市固定資産評価審査委員会委員を選任するについて同意を求める件
議案第五〇号　国民健康保険事業費第一次歳入歳出追加更正予算の件
議案第五一号　八尾市監査委員を選任するについて同意を求める件
議案第五二号　八尾市会議長辞職許可に関する件
議案第五三号　八尾市議会副議長の辞職許可に関する件
選第一八号　八尾市議会議長選挙の件
選一九号　八尾市議会副議長選挙の件
請願第二号　勤務評定制定実施に関する件
決議案第一号　学校教職員に対する勤務評定に関する決議
八尾市国民健康保険運営協議会委員の選任に関する件

就任あいさつ

議長　谷口安吉
副議長　浜田昌雄

このたび、私達両名は、議長並びに副議長に就任いたすこととなりました。

本市も今年は、市政施行十周年を迎え、三度の合併を経て、人口地域共に膨張或は拡大されるものの、未だ実質を伴った各行政面における施設も整備されると共にその内容も充実し、名実ともに中堅都市としての形態を整えるに至り、新しく次の発展への第一歩を踏み出したのであります。

このときに選ばれて、議長副議長に就任する光栄と、これに伴う責任の重大であることを改めて深く認識すると共に覚悟を新たにいたすものであります。

地方自治も、行財政面において一応の安定は得られたと云われるものの、未だ実質を伴った真の安定された姿には程遠いものがあります。一方社会の進歩と共に、住民の地方自治体に要望し期待するところは益々増大する現状であって、その使命と責任は愈々重大なものがあります。

我々議員の任期も、後余すところ一年足らずでありますが、この間、議員諸氏の御協力を得て、議会の円満な運営と、新市建設計画の確実な遂行のため全力を傾注いたしたい覚悟であります。

何とぞ、今後とも倍旧の御支援と御協力を賜りますようお願い申上げまして簡単でありますが、就任のごあいさつといたします。写真は右谷口氏左浜田氏

退任あいさつ

議員　羽多野与久
同　金井三次郎

私達両名は、このたび市議会議長、並びに副議長の職を辞任することになりました。

昭和三十一年五月、就任いたしまして以来、今日まで二年有半の間、大過なくこの重責をけがすことのできましたことは、議員諸氏のご支援はもとより市民各位の絶大なご協力の賜物と衷心より厚くお礼申上げます。

今後は一議員として、過去の経験を通じて現議長を援け、市政の進展に力を捧げる覚悟であります。

何とぞ今後とも倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申上げ簡単ながら退任の挨拶といたします。

勤務評定制定実施に関する請願書

（要旨）

全国各地において強行制定されつつある教職員の勤務評定は、客観性、科学性に欠けこれが強行実施は、教職員の人間関係に悪影響をもたらすのみならず、ひいては教育に悪効果を招くものと信じます依って、八尾市においては、和歌山県、その他に見るが如き混乱をさけ円満な解決をみるため大阪府教育委員会に対し次について申し入れされるよう請願致します。

一、大阪府教育委員会は、教職員の勤務評定を一方的に制定することなく、双方共誠意と熱意をもって、最大の努力をされ「円満な妥結を見るまでは制定しないよう要望すること」

なお、右の申し入れにもかかわらず、大阪府教育委員会が一方的に強行制定した場合においても、これが実施に当り愛媛県の如き各学校内での混乱をさけるため、八尾市教育委員会と八尾市教職員組合との間において十分納得のゆく話し合いを行うよう八尾市教育委員会に対しても申し入れされますよう併せて請願致します。

ついてはこの請願に際し八尾市教職員組合においては市内有権者の教職員に対する勤務評定実施反対の署名運動を展開しつつありますが、このうち現在二万七千七百二十四名の署名が出来ておりますので、これを添えて請願に及ぶ次第であります。

学校教職員に対する勤務評定に関する決議

教職員の勤務評定実施をめぐって教育界は勿論、一般世論も大きく動揺し、混乱の様相を呈しつつある現状を見るとき、本市議会としてもこれに重大な関心をもつものである。

即ち、本定例会に八尾市教職員組合から「勤務評定制定に関する請願書」が提出され、市議会はこれを中心として、双方の立場と主張を詳細に検討し、真しな討論を行つた結果別添のとおりこの請願を採択することに決定したのである大阪府教育委員会並びに大阪教職員組合においては、本問題の円満なる処理をはかり、もつて府下教育界の混乱を未然に防止し教育行政の民主化を更に一段と進展せしめるために、双方とも誠意と熱意をもつて最大の努力をなされ円満な妥結をみるまでは制定しないよう要望するものである。

特に教育委員会としては、他の府県に見るような一方的抜打的な強行制定を避けられると共に、教職員組合においては、慎重なる態度をもつてのぞまれあくまでも自重されることを、本市議会の総意をもつてここに重ねて強く要望するものである。右議決する。

昭和三十三年七月二十三日

八尾市議会

請願に関する文教民生委員長報告

八尾市教職員組合執行委員長、門野敬男氏から提出された「勤務評定制定実施に関する請願」について、態度決定まで活発なる討論を行つた次第である。

今ここで、双方の見解と主張点、或は各市の実情、或は審査の過程について詳細に申上げる時間的な余裕もないのであるが、今更私から申上げるまでもなく、この問題については、府、或は地方教育委員会が制定実施すべき問題であり、我々地方議会の関与する問題ではないのであるが。しかし、本問題に関する世論がこのように大きくなり、しかも請願の提出されることとなつた以上、我々議会人としても、もはや対岸の火災視すべき問題でなく、市民の意のあるところをよく参酌し、そして十分な検討の上、議会としての何等かの態度を決定する時期であると考えるものである。

委員会はこの厳然たる事実に立つて真剣に双方の見解を検討した。府教育委員会、或は教職員組合の主張されている各点については、双方とも理由のある処ではあるが、今直ちに市議会が、賛成か反対かの態度を決するには、まだまだ研究不足であり、また諸種の実情から判断して適当でないとの結論に達した次第である。

しかしながら、双方がこのまま対立を続ける場合、府下においてもその激突によつて、和歌山、愛媛両県のような混乱を生ずることが予想され、その及ぼす影響を考える場合、誠に深刻なものがある。大阪府の場合その規模からみて、和歌山県等より、大きい混乱も十分予想し得られるのであり、これが防止のため、議会としても、なんらかの意思表示の必要を痛感するものである。

よつて、最少限において、今回提出された請願の内容に記載のとおり、本問題の円満な妥結のため、双方に最大の努力を要請する必要があるとの結論に達したのである。このような考え方に基いて、本請願は議会として採択することとして、それぞれ関係方面に要望することが、必要であるとの決定をした。

何卒議員諸君には、本委員会の意のあるを解され、本委員会決定どおり、ご賛同賜るよう、お願いして簡単であるが報告する次第である。

謂願・陳情書一覧

5月から7月までの3カ月間に市議会事務局へ提出された請願書並びに陳情書は、つぎの5件でした。

❶背振本村へのガス誘致について（陳情）＝川畑浅次郎・岩崎市太郎氏ほか
❷八尾小学校校舎増築について（陳情）＝同校PTA会長岡本義清氏
❸道路舗装について（陳情）＝久宝寺商店会代表井上眞三氏
❹竜華小学校講堂建設について（陳情）＝同校PTA会長藪田善三郎氏
❺勤務評定制定実施に関する請願＝八尾市教職員組合執行委員長門野徹男氏

新市の総合的な建設へ

市民ホール使用条例は一部修正可決

総務

開会＝7月二十一日、付託議案＝第四十、四十一、四十二、四十三、四十四、（関係分）以上六件

市建設計画を、より総合的、計画的、効果的に遂行し、達成できるよう必要な調整及び審議を行うためのものであって原案どおり承認した。尚本審議会の設置により、直ちに新市計画に組少を加えるものの如く解されるむきもあるが、これはあくまで町村合併によって強化される新市の能力に応じて総合的な立場からその建設を計画的且つ効果的に遂行するため調整を加えるものであって、この設置によって計画が事実上縮少されないよう厳に注意要望しておいた。

まず、議案第四十号は、競艇組合の運営を円滑化し、能率化するため従来組合議会の議員となっていた各加入市の市長を副管理者とし尚これに伴う関係条文の改正であり全員異議なく承認した。

次に議案第四十一号は新市町村建設促進法の規定により審議会を設置するものであって、本市の新市建設計画を審議するため、市長、助役、収入役、教育長、農業委員会会長、市議会議長、副議長、議員十二人、学識経験者三人の合計二十一人の委員をもって組織するものであり、委員の任期は、新市建設計画の審議終了までとなっている。

次に議案第四十二号について審議した。この市民ホール使用条例の最も中心となるものは使用料の額であり、他の市と均衡を失しないよう、当初理事者において考えていた額より相当低いものとなっているが委員会は改めて検討した結果「この額でもまだ高すぎるのではないか」と指摘したのに対し、理事者から「第七条の「使用料減免規定」を十分活用してゆきたい」との答弁があった。

しかしこの第七条の「公益を目的とするもの」の範囲の認定については、非常にむつかしいものがあり、これは担当者によって左右されてはいけないのでこの範囲と使用料を具体的に細かく規則によって規定せられ次期協議会までに規則を制定するよう要望し了承した。

次に条例の第六条第一項に、「使用者は別表の範囲内で市長の定める使用料を前納しなければならない」とあるが、この額は最高の額を定めたものではなく、納付すべき使用料の額そのものを定めたものであり、減免は例外として第七条の適用により行う性質のものである。従って「範囲内で市長の定める」という字句の表現は適当でないとの結論に達し委員会は、この条文中「範囲内で市長の定める」の十字を削除することに決定した。

次に十六日本会議席上議員から指摘された使用時間について検討を加えた結果、午後の部で「正午から」を「午後〇時三十分から」とし、夜間の部で「午後五時から」「午後五時三十分から」と修正三十分間の余裕時間を設定するなど、一部修正を加え、他は原案を承認した。

次に議案第四十三号は地方税法の改正による電気ガス税の非課税の範囲規定の改正であり異議なく承認した。

次に議案第四十四号中関係予算については歳入全般及び歳出中「議会費」の二、四九四、四一八円の追加「市役所費」の一八、三八五、一四四円の追加「消防費」の二九、八四七円の減額「統計調査費」の一四、八三〇円の追加「選挙費」の一、一八九、九二〇円の追加及び「予備費」の二、六三九、二四円の追加更正であり、いずれも了承した。とくに統計費の追加に関連して現在の統計係は国或は府からの委託統計のみで事足りとする感があるが、今後新市の建設計画の調整その他各方面に統計的資料の活用面が多いので今後大いに市独自の統計事務を活発に実施されたい旨要望した。

次に歳入面では総額三千一百五十四万三千三百十七円の追加であるが、但し地方交付税で五百万円減額をみているのである。

この交付税の減額は税法改正による、たばこ消費税の延びと、法人税の多少の延びによって本市の基準財政収入額に延びをみるためであって現在積算中であり、この上まだ二千万円近い減額をみるのではないかと予想されているが、合併の特殊事情を加味してなるべく少く減額されるよう努力しているとの説明があり了承した。

なお税の審議に関連して、委員から高槻市、茨木市等の鉄道沿線にみるような広告税の新設を考慮する意思はないか」の質問があったが「現在枚数が少いので採用の時期でない」との答弁があった。

次は去る四月一日から六日間大阪鞄輪場で開催された市営競輪の結果が非常に好成績をおさめ増額をみたので提出されたものであり売上成績の良否はその開催時期に関係するので来年度においてもできるだけよい時期に開催されたい旨要望し原案を承認した。

以上付六議案中議案第四十二号のみ一部修正し他はいずれも原案どおり可決することが適当と認めた。

市会議員報告（要旨）

7月定例市会における各委員長報告

校地買収は計画的に

文教民生

志紀公民館建設費など承認

開会＝七月十七日、付託議案＝第四十四号（関係分）以上一件

まず、教育費では、五百六十一万六百円の増額であり、教育事業費は、成法、志紀、久宝寺各中学校校地買収費及び志紀公民館建設費と成法中学校校地六百五十八坪買収の換地として公会堂敷地一部二百七十三坪を売却処分するものである。また志紀中学校校地買収については昭和三十一年度において払下げになった国有地二千六百二十七坪一合二勺の最終の支払代金である。次に久宝寺中学校校地買収であるが、これは地元及びPTAが強く要望していたのであり小学校に附属していた幼稚園が当中学校敷地の一部に移転したので一層狭くなったものである。とくに買収に関連して狭隘な校地を有する他校に対しても、教育委員会として積極的に計画を樹て、将来拡張の困難性をなくするよう強く要望するとともに、今回計上した件については速かに実行するよう要望した。

次に志紀公民館建設については現在志紀農協に設置されている公民館を志紀出張所に移転するための改造費であって何れも原案承認した。次に社会労働施設費であるが三十九万三十七百九十五円の減額になっているのは職員の人事異動による人事費の補正であっていずれも原案を承認した。

町名地番を大巾整理

防災費の増額を要望

建設

開会＝七月十八日、付託議案第四十四号（関係分）以上一件

まず、農林課関係予算である産業経済費三千七百三十八百十円の減額は「農地買収売渡確定調査の延期」との調査に要する「臨時職員の給料が財務当局で予算措置を行いたい」との申入れがあり減額されたものであり、この調査は事務の都合上各市とも若干遅れ明年三月末までに終るよう歩調を合わせることになったものである。

本事業は速やかに行う必要があるので今後の見通しと、事務担当職員の給与問題ならびに毎年問題となっている高安、南高安両地区の防災費等について理事者側の意向を尋ねたところ農林課長は「本事業は本年十月ごろまでに第一次調査を行い、ついで第二次分を明年三月までに完結したい。このために職員は相当超過勤務を必要とされるが、この予算も大幅に獲得したいと思っている」「防災費については、本年度は財政上増額ができないので、普通土地改良費でも賄い、明年度の当初予算にはぜひ計上したい」旨答弁があり、本問題は農業委員会と協同で全力を挙げて処理されるよう特に要望し産業経済費の補正案を了承した。

次に営繕費の二百三十八万四千円の補正は、庁舎の修繕及び旧公民館の改造、費用四十万円と新営改築費百九十八万四千円の追加であり、止むを得ないものとして一応了承したが❶公会堂用地の転用❷旧公民館の改造内容❸庁舎改築に伴う物品購入の内訳等について各委員から活発なる質疑があった。また現在、新庁舎に配置されている物品を業者が納入の際に、一部業者から寄付があったように聞いているが、これら一部の特定業者に寄付させることは単価の引下げをはかり、指名の際に便宜を与えるという風に解釈され易いので特に注意を与えた。

最後に土木費の補正予算であるが、今回の補正額百三十万三千円のうち、初めて計上された町名地番改正事業基本調査費の五十万円は、市内の飛地や地番を整理して市行政の円滑化を企図して計上したものであり、関係方面から強く要望されていた。本事業の実施にあたっては、幾多の難問題が山積しており今回の予算でどの程度の調査が可能であるかを尋ねた。また理事者側に委員会設置の声があるが、当市には特別委員会が余りにも多いように思われるのでまず確実な資料を作成することに全力を注ぐよう強く要望した。これに対して、土木課長から「まず専門業者に委託して、地番図の作成を行い、次に税務署の地番図との対照並びに新旧対照台帳の作成と、土地の合筆、分筆等を行いたい」旨答弁があり、原案を承認した。

なお、この議員の定数三十六人は、条例で減員することができますが、増員することはできません。八尾市は、第二期の議員（昭和二十七年五月から昭和三十年四月まで）のときに、三十六人の定数を三十一人に減員していました。

議長副議長　議会には、三

二、

議会の組織（一）

一、定数　このようにして、当選した議員によって、議会が構成されるのですが、その議員の定数は、人口を基準にして法律で定められています。八尾市の場合は、この中の「人口五万以上十五万未満の市―三十六人」にあたり、現在は三十六人の議員によって構成されています。人口十五万人を超えますと、二十万人まで四十人となります。

二、議長副議長　議会には、三十六人の議員の中から、お互の選挙によって選ばれた、議長及び副議長が各一人おります。議長は、議会を代表する権限の外に議会の秩序を保つ権利、会議の議事を整理する権利、議会の事務を統轄しこれを整理する権利をもっています。副議長は議長に事故があったときや、議長が欠員となったときに議長に代って、議長の職権をもつことになっています。

つづく

議員になる資格

前にお話しましたように、議員は市民の代表であり、多くの市民の意思を代表して市政に反映させる役目をもつものですから、市民で「公職選挙法」と云う法律に定められた一定の条件をもっている者は、誰でも男女の区別なく議員の候補者となる資格があります。

その条件とは、日本国民であって、三カ月以上市の区域内に住所をもっている満二十五才以上の者ですが、この条件がそなわっていても、次のような人はその資格がないことになっています。

（一）禁治産者

（二）禁固以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

（三）選挙に関係する犯罪によって、禁固以上の刑に処せられ、執行猶予中の者

（四）その他、選挙に関係して刑に処せられた者には、特に強い制限があります

このほか「兼職禁止」「兼業禁止」と云って議員は、衆議院や参議院の国会議員や府会議員とも兼ねることはできません。

又、地方公共団体の常勤職員である人が、四年毎に行われる市会議員の選挙に立候補し、投票の結果、法定得票数である一定の得票数以上の票を得た人の内多い人から一定数（八尾市の場合は三十六人）が市会議員として当選し、議員となることができるのです。

（注）法定得票数とは、議員の定数（選挙区があるときは、その選挙区内の議員の定数）をもって、有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票のことを云います。

こうして、議員になる資格ついて大きな請負をすることができないことになっていて、これをしたときには議員をやめなければならないことになっています。このように、議員になってからも兼ねることを禁じている職がありますので、これ等の人々にはどうかその一方をやめなければならないことになっています。

地方議会の話 ②

校地買収は計画的に

（前略）収については昭和三十一年度において払下げになった国有地二千六百二十七坪一合二勺の最終の支払代金である。次に久宝寺中学校校地買収であるが、これは地元及びPTAが強く要望していたのであり小学校に附属していた幼稚園が当中学校敷地の一部に移転したので一層狭くなったものである。とくに買収に関連して狭隘な校地を有する他校に対しても、教育委員会として積極的に計画を樹て、将来拡張の困難性をなくするよう強く要望するとともに、今回計上した件については速かに実行するよう要望した。

次に志紀公民館建設については現在志紀農協に設置されている公民館を志紀出張所に移転するための改造費であって何れも原案承認した。次に社会労働施設費であるが三十九万三十七百九十五円の減額になっているのは職員の人事異動による人事費の補正であっていずれも原案を承認した。

町名地番を大巾整理

防災費の増額を要望

建設

（前略）業経済費三千七百三十八百十円の減額は「農地買収売渡確定調査の延期」との調査に要する「臨時職員の給料が財務当局で予算措置を行いたい」との申入れがあり減額されたものであり、この調査は事務の都合上各市とも若干遅れ明年三月末までに終るよう歩調を合わせることになったものである。

本事業は速やかに行う必要があるので今後の見通しと、事務担当職員の給与問題ならびに毎年問題となっている高安、南高安両地区の防災費等について理事者側の意向を尋ねたところ農林課長は「本事業は本年十月ごろまでに第一次調査を行い、ついで第二次分を明年三月までに完結したい。このために職員は相当超過勤務を必要とされるが、この予算も大幅に獲得したいと思っている」「防災費については、本年度は財政上増額ができないので、普通土地改良費でも賄い、明年度の当初予算にはぜひ計上したい」旨答弁があり、本問題は農業委員会と協同で全力を挙げて処理されるよう特に要望し産業経済費の補正案を了承した。

次に営繕費の二百三十八万四千円の補正は、庁舎の修繕及び旧公民館の改造、費用四十万円と新営改築費百九十八万四千円の追加であり、止むを得ないものとして一応了承したが❶公会堂用地の転用❷旧公民館の改造内容❸庁舎改築に伴う物品購入の内訳等について各委員から活発なる質疑があった。また現在、新庁舎に配置されている物品を業者が納入の際に、一部業者から寄付があったように聞いているが、これら一部の特定業者に寄付させることは単価の引下げをはかり、指名の際に便宜を与えるという風に解釈され易いので特に注意を与えた。

最後に土木費の補正予算であるが、今回の補正額百三十万三千円のうち、初めて計上された町名地番改正事業基本調査費の五十万円は、市内の飛地や地番を整理して市行政の円滑化を企図して計上したものであり、関係方面から強く要望されていた。本事業の実施にあたっては、幾多の難問題が山積しており今回の予算でどの程度の調査が可能であるかを尋ねた。また理事者側に委員会設置の声があるが、当市には特別委員会が余りにも多いように思われるのでまず確実な資料を作成することに全力を注ぐよう強く要望した。これに対して、土木課長から「まず専門業者に委託して、地番図の作成を行い、次に税務署の地番図との対照並びに新旧対照台帳の作成と、土地の合筆、分筆等を行いたい」旨答弁があり、原案を承認した。

寝屋川 特大河川の認可を要請

七市協議会　本年度の運動方針

策対水治中　報告

東大阪一帯を昨年夏のような水害から護るためには、現在の寝屋川をけずは到底不可能であって、昭和二十七年大阪府においても第二寝屋川建設計画が樹てられた。本事業の実施にあたって既に府から総予算百十三億円の第一次建設があり、六十一億円の第一次建設工事を向う十カ年で実施する計画であったが、実際には年間僅か一億円足らずの予算で遂行している現状であり、我々七市としては、昨年度は五億六千万円を目標とし以後年間五、六億円の予算を獲得するよう要望し、初年度は少くとも四億円の予算は認められるだろうと結論を出していた。しかし、昨今に至って七市協議会から、この不足分を大阪府の単独予算で実施してほしいとの要望があり、また第二寝屋川開さくと、現在の寝屋川に対する維持費について調査を行った結果、本年度分として五億九千万円の予算を計上していることが判明した。即ち、第二寝屋川の対策費用と土地買収費を含めて三億五千九百万円、現在の寝屋川の改修等の費用が一億五千三百万円、その他生駒山系を中心とする砂防費六千八百万円、農地配水に二千万円、合計五億九千万円が計上されている。

その結果、東大阪七市の治水協議会の昨年来の活動は一応成功であったといえよう。

そして本年度は、まず第一に、現在の寝屋川を特大河川として、大蔵省にも認めさせるよう運動する。第二に、三十四年度以降には、陳情運動を行わなくても、政府が継続事業として優先的に、第二寝屋川の開さくを行うよう予算措置を講じてもらうべく強く要望する。第三には、第二寝屋川の開さくについての地元の声が大いに必要である。この問題について案外地元の世論が低調であるので、各団体のあらゆる会合の機会にこの問題を取り上げ、世論の喚起に努めることとして、その一方法として寝屋川の現況をスライドや写真として各地を巡回し啓蒙宣伝を行うこととした。

なお、当市の治水対策委員会としては、七市の協議会とも協調し恩智、玉串、平野各河川のしゅんせつについても、特に土木出張所長が直接行うよう陳情運動をつづける方針である。

植田藤三郎議員

当市議会議員植田藤三郎氏は本年春から肝臓ガンで療養中でしたが六月三十日午後四時三十分八尾市立療院で逝去されました。享年七十一才、同氏は大正村会議員として永年村政に参画され、また市会議員として十年間、水道、土木、事業各常任委員長、事業副委員長、総務、経済、建設、農政、事業各委員等を歴任、死亡当時は総務委員、治水対策特別委員として活躍されていました。

国保病院

全市実施を準備中

赤字会計の解消へ

商工衛生

開会＝七月十九日付託議案＝第三十七、三十八、三十九、四十、四十一（関係分）、四十七号以上六件

まず議案第四十四号の関係予算の歳出は事務の処理上一部費目を組替えたものであり、他は伝染病院の分担金の増額であって、委員会はいずれも必要やむを得ないものと認め了承した。

次に「議案第四十七号」は総額七十七万四千二百五十九円の追加であり、今回の課制実施に伴う人件費並びに物件費の追加として六十四万八百三十四円、趣旨普及費では、市民皆保険実施準備に伴う臨時雇員の賃金として十二万円をそれぞれ追加計上したものであり、国保の全域実施へ踏み切る過度期における予算であり、必要やむを得ないものと認め承認したが本案審査に関連して、国保準備事務の進行状態、並びに国民健康保険全市域実施準備委員会の構成等に関連して種々討議を行った。

次に市立病院関係の四議案中議案三十七号と三十八号は互いに相関連するので一括して審査を行った。

第三十七号議案は、近年市立病院の経営状況が完全看護、完全給食実施に伴う諸設備の改善とベースアップによる人件費の増額などが原因して非常に悪化し、遂に昨年度は八百八十九万円の赤字を出すに至ったので、今回この赤字補填のために市立病院財政運営資金として、九百万円を三カ年償還するのを目的として提出されたのである。

また第三十八号議案は、この措置によって未払債務を完済するについて、その完済する時期を三十三年度と予定していたものを、今回三十二年度の出納閉鎖までにこの運営資金を獲保することができたので、これを三十二年度に繰上充用したいとの趣旨で提出されたものである。これら二議案はいずれも先般来より、当委員会においてもしばしば採り上げて検討していた、市立病院の経理建直し策として採られた措置でもあり、この際、市立病院の赤字をはつきり把握すると共に、本年度を期して財政建直しを図らんとする理事者の意向を諒とし、両議案とも異議なく了承した。

しかし、審議にあたり最近各部門とも借入金が相当大きくなっているため市全体が借入金に対して支払う利息が相当額を占めている点から、今回の借入金については利率は適正かどうかたずねたところ、理事者より本資金については当初二銭二厘の利率を要求されていたが、これを強硬に申入れた結果、二銭一厘に引下げて貰った。これは現段階では最低の利率である旨答弁があり了承した。

次に議案第三十九号は、先に昭和二十八年度に市立病院建設事業費として五百万円を五カ年償還、日歩二銭五厘の利率で借入れていたものを、市立病院の財政建直しのためにさらにも五カ年延長すると共に、利率も七厘七毛に引き下げるよう措置するため、昭和二十九年に行った議決の変更を求めているものであり、先の両議案と同様趣旨の議案として全員異議なく承認した。

最後に「議案第四十六号」は三十二年度の病院会計の赤字額八百九十五万七千円を三十三年度において、過年度支出として処置する予定で計上していたが、病院再建資金が三十二年度中に借入れたので、これを三十二年度に繰上充用することで予算の組替えを行ったものであり、病院会計改善策の一環としてのやむを得ない措置と認め、全員了承した。